

第219回仙台市都市計画審議会 議事録

日時：令和6年10月30日（水）

午後2:00～

場所：仙台市役所本庁舎8階 第一委員会室

事務局

定刻となりましたので、ただいまより仙台市都市計画審議会を開催いたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

本日お配りした資料は、仙台市都市計画審議会委員名簿、座席表、議案書、また、参考資料として、本日の議案説明用資料となります。

配付資料に過不足はございませんでしょうか。

審議会に先立ちまして、事務局からご報告がございます。

審議会委員名簿をご覧ください。

令和6年4月1日より東北学院大学准教授の定池委員に新たに委員委嘱をいたしております。本来であれば前回の審議会にてご紹介をさせていただくところ、今回の審議会でのご紹介となりましておわび申し上げます。

それでは、新たに委員になられました定池委員よりご挨拶をいただきたいと思えます。定池委員、よろしく願いいたします。

定池祐季委員

東北学院大学の定池と申します。

ただいまご紹介いただきましたとおり、先日、委員を拝命いたしました。仙台に住んで7年になるんですけれども、こういったまちのことに関わらせていただく機会をいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の審議会の出席についてでございます。

嶺岸委員、加藤けんいち委員から、ご都合のため欠席とのご連絡をいただいております。また、3名ほど、まだ会場内にいらしていない方がいらっしゃいます。

次に、代理出席についてご報告いたします。

本日、国土交通省東北運輸局長の川崎委員の代理として、東北運輸局交通政策部次長小

野寺実様、国土交通省東北地方整備局長の西村委員の代理として、東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長の鳴海芳紀様、宮城県警察仙台市警察部長の鈴木委員の代理として、宮城県警察仙台市警察部庶務課長の仙洞田守様にご出席いただいております。

事務局からの報告は以上でございます。

それでは、姥浦会長、進行をよろしく願いいたします。

姥浦会長

それでは、ただいまより第219回仙台市都市計画審議会を開会いたします。

会の成立につきましてですが、本日は嶺岸委員、加藤けんいち委員がご欠席でございます。それから、大坪委員、菅野委員、加藤和彦委員におかれましては、まだご到着されていないということでございますが、仙台市都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

ここで、会議の公開・非公開について確認いたします。本日の審議については、これまでどおり原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とするということによろしいでしょうか。

一 同

はい。

姥浦会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、傍聴人の方へのお願いです。受付でお配りしました、「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」の遵守事項をお守りの上、発言などはなさらず、静粛に傍聴くださいますようお願いいたします。また、傍聴席以外に立ち入らないようお願いいたします。

また、報道機関の方へのお願いです。通例では、冒頭から審議に入るまでの事務局の説明までの範囲で撮影等を認めておりますので、本日も同様をお願いいたします。

次に、今回の議事録の署名ですが、谷本委員と山下委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、報告に入りたいと思います。

審議に先立ちまして、前回までの都市計画審議会議案の処理経過につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

都市計画課長

前回までの処理状況についてご報告いたします。

お手元に配付しております議案書の2ページをご覧ください。

令和6年8月に開催いたしました第218回審議会でご審議いただいた議案第1068号「都市再生特別地区の変更」につきましては、令和6年9月26日に告示しております。

処理状況については、以上でございます。

姥浦会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

一 同

なし。

姥浦会長

それでは、次第の3、議題に入りたいと思います。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日は議案が1件でございます。

議案第1069号「仙塩広域都市計画 特別緑地保全地区の決定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

百年の杜推進課長

それでは、説明させていただきます。

本日の議案でございますが、議案書の3ページから7ページ、第1069号特別緑地保全地区の決定に概要及び理由を記載しておりますが、本日はスクリーンのほうにてご説明させていただきます。

なお、スクリーンと同じ資料をお手元のほうにも配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

初めに、特別緑地保全地区についてご説明いたします。

特別緑地保全地区とは、都市緑地法において、都市の良好な自然環境を構成する都市計画区域内の緑地について、建築行為など一定の行為を許可制にすることにより、現状凍結的に保全することで、良好な都市環境の形成を図る制度でございます。都市計画法では、

地域地区として都市計画決定を行うこととなっております。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市緑地法第12条第1項に規定されております。第1項第1号では、無秩序な市街化の防止等に資する緑地であること、第2号では、歴史的、文化的意義を有する緑地であること、第3号では、景観が優れている緑地あるいは動植物の生息・生育空間となる緑地として生活環境の確保のために必要な緑地であることと定めております。

次に、特別緑地保全地区の指定に係る本市の方針でございますが、都市計画マスタープランにおきましては、市街地とその周辺の連続した緑を確保するため、保存緑地などの制度との連携を考慮しながら、特別緑地保全地区や都市計画緑地などの都市計画制度により緑地の保全に努めるなどとしております。

また、みどりの基本計画におきましては、都市計画区域内の担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化するなど多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討するとしております。

今回の指定は、こうした方針に基づきまして緑地の確保を図るために行うものです。

これまでの本市の特別緑地保全地区の指定状況でございます。図にございますように、現在、本市においては、これまで9地区、計105.8ヘクタールの特別緑地保全地区を指定しているところでございます。

それでは、今回ご審議いただく地区についてご説明いたします。

図にお示ししました泉区の上谷刈地区が今回の対象となります。この場所は、仙台駅から北へ約6.9キロメートル、地下鉄八乙女駅から西に約4キロメートルに位置しているところでございます。

続きまして、地区の周辺状況についてご説明いたします。航空写真の中の赤線で囲まれた範囲が今回決定する区域となります。個人所有の屋敷林を中心とした樹林地で、周辺の開発が進んだ中で残された緑地となっております。また、水の森公園や長命館公園をはじめ、道路のり面や近隣の都市公園など、比較的多くの緑が確保されており、本地区はこうした緑と一体的に緑のネットワークを形成する貴重な緑地となっております。

こちらは計画図でございます。赤く着色された部分が今回決定する区域となります。字界はご覧のとおりでございますが、今回の対象地北側は加茂団地に接しているような状況になってございます。

なお、区域北側に白く抜けているような場所がございますが、ここは駐車場や資材置場として利用されていることから、今回、特別緑地保全地区の指定に当たりましては、指定区域には含めておりません。

次に、現地の状況です。こちらの写真は緑地の南西側から撮影したもので、このように屋敷林と周辺の樹林地が一体化して良好な景観を形成しており、市街化が進む中で残された貴重な緑地となっております。こちらは、緑地の南東側から写した写真になります。杉、

ヒノキ、モミなどの常緑針葉樹、コナラなどの落葉広葉樹を中心とした樹林が広がっております。

最後に指定の理由でございます。これまでご説明しましたとおり、当該緑地は周囲の市街化が進む中で残された貴重な緑地であり、近隣の水の森公園や長命館公園などと一体となって緑のネットワークを形成していること、無秩序な市街化を防止し、適切な位置、規模及び形態を有していることから、都市緑地法第12条第1項第1号に該当し、また、屋敷林と周囲の樹林地が一体となって良好な景観を形成していることから、第1項第3号のイ風致又は景観が優れていることに該当し、住民の健全な生活環境を確保するために必要な緑地となっております。

なお、上谷刈特別緑地保全地区の指定について、令和6年7月10日に行われた杜の都の環境をつくる審議会で審議をされ了承を得ており、これらの案件につきまして、10月8日から10月21日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

姥浦会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました部分につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

一 同

なし。

姥浦会長

それでは、特段ないようでございますので、ただいまご説明いただきました議案第1069号仙塩広域都市計画 特別緑地保全地区の決定につきまして、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

姥浦会長

それでは、異議なしと認めまして、承認することといたします。

それでは、続きまして、次第の4、その他に進みたいと思います。

事務局のほうから報告事項があるということでございますので、よろしく願いいたします。

事務局

次回の開催日程についてご報告いたします。

お配りしております座席表の裏面をご覧ください。

次回の第220回都市計画審議会は、令和7年3月26日水曜日午後2時より、本庁舎8階第一委員会室での開催を予定しております。

開催に当たりましては、別途書面にてお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からの報告事項は以上でございます。

姥浦会長

審議会の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第219回仙台市都市計画審議会を閉会いたします。